

## 高萩北地区第 1 回学校運営協議会会議録

本高萩北地区第 1 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 5 年 5 月 2 4 日 (水)
場 所	高萩北公民館
出 席 者	杉山博行、小泉敬子、谷古宇裕子、嶋田洋美、新 晴美 松田征彦、土屋礼子、高沢次男、湯本考一、橋本泰伸 島津芳久、阿部武晴、岡村未来、川北 洋、初野聡子 小坂井啓二
欠 席 者	斉藤 弘
審 議 事 項 及び決定事項等	1 学校運営協議会の開催日について 【決定事項等】 木曜日に開催する。 第 2 回 6 月 2 2 日 (木) 高萩北小学校 授業参観 1 4 : 0 0 ~ 会 議 1 5 : 0 0 ~ 第 3 回 1 0 月 1 9 日 (木) 高萩北中学校 授業参観 1 4 : 0 0 ~ 会 議 1 5 : 0 0 ~ 第 4 回 1 月 2 5 日 (木) 高萩北公民館 会 議 1 5 : 0 0 ~ 第 5 回 2 月 2 9 日 (木) 高萩北公民館 会 議 1 5 : 0 0 ~
会 議 資 料	1 高萩北小学校経営方針 4・5 月学校だより 2 高萩北中学校経営方針 4・5 月学校だより 女子生徒用の制服パンフレット

<p>会議の経過</p>	<p>1 挨拶  (小坂井) 湯本さんへ委嘱状の交付  小中一貫教育の施設分離型、一体型について、職員・保護者の意識の違いが課題である。他市より問い合わせや見学希望が多く集まっている。今後、市としても発信していく。</p> <p>2 自己紹介</p> <p>3 協議  (1) 高萩北小学校経営方針の承認  ○入学式について→時間の制約あり、各家庭2名参加。  来年度は検討。  ○いじめ重大事案→いじめ委員会週1回開催。  (2) 高萩北中学校経営方針の承認  ○部活動の朝練習→朝、ゆとりを持って登校できる。  遅刻は増えていない。  運動力確保のため自主練している生徒もいる。  朝練習がなくなったことを地域に知られていない。PRの方法を検討。  ○女子生徒のスラックス→男女兼用のスラックスあり。  値段も男子と同様である。  (3) R5年度の開催日について  ○開催日は木曜日にする。  ○6月29日(木)健全育成 6年生と花植え</p> <p>4 意見交換  (島津) 女子生徒のスラックスについて。多様性・防寒の意味も含まれる。  (杉山) 保護者によく説明して、理解をしてもらうように。  (杉山) 小学校のPTA役員が決まらなかったことについて。一度見直して、議論する必要があるのではないか。CSを進める上で、学校・地域・PTAの三者の連携が大切である。  (嶋田) 中学校は、立候補は少ない。くじ引きで決める。</p>
--------------	--

(谷古宇) 小学校は、立候補が優先。低学年は決まる。役員の仕事がわからないこともあり、HPに仕事内容を掲載する必要もある。

(嶋田) 中学校は、知り合いから選出する場合もある。

(高沢) 昔の会長は、地域とのつながりがあったから選ぶことができた。

(杉山) 知り合いの人ばかりを連れてきていると、限界もくる。

(松田) 最近、地域とのつながりが無い。希薄になってきている。

(初野) 学校からも家庭同士の関係の希薄が見える。登校班・当番・自治会等への協力が難しいのではないか。

(阿部) 経済的な差もある。

(小坂井) 武蔵台小中は、PTA会長が2人いる。「制服が高い。何とかしたい。」といった改革意思の強い方が長になる。できる人が出る、できることをやることが大事。

(島津) 役員のなり手がいない。仕事の把握、生活スタイルの変化、暗黙の了解がない。今後の在り方について、検討していく。

(高沢) スポ少の大会をみると、今の子は入場行進ができない。

(杉山) グランドの釘の確認をしたい。

## 6 閉会挨拶

(小泉) 朝霞の講演を聴いた。10のうち1つやる。できたら2つやるという意識で、PTAの組織も変わっていったらよいのではないか。

## 日高市学校運営協議会規則

### (設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事。
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事。

### (法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の管理に関する事項

### (法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

### (組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

### (任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。